

○厚生労働省告示第八十九号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）第一号ただし書の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する保険医療機関の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成十年十月厚生省告示第二百四十七号）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から適用する。

平成十四年三月十一日

厚生労働大臣 坂口 力

第四号中「健康保険法第四十四条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法（昭和五十九年九月厚生省告示第四百十八号）」を「健康保険法第四十四条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法（平成十四年三月厚生労働省告示第八十一号）」に改める。

別表の2中「A212」を「A212-2」に、  
「A221」まで、A224及びA225」を「A221-2」まで、A224及びA225」及び「A221-2」まで、A224、A225及びA226-2」に、  
「及び腎盂内注入（尿管カテーテル法を含む。）」及び「尿管カテーテル法を含む。）」、  
四肢ギプス包帯（5上肢、下肢及び6体幹より四肢にわたるギプス包帯に限る。）、  
体幹ギプス包帯、鎖骨ギプス包帯、ギプスバンド、斜頸矯正ギプス包帯、先天性股関節脱臼ギプス包帯、  
脊椎側弯矯正ギプス包帯及び治療装具の探型ギプス（4義肢装具探型法（股関節、肩関節離断の場合）に限る。）」に改める。

別表の3中「A212」を「A212-2」に、 「A221まで、A224及びA225」を「A221-2まで、A224、A225及びA226-2」に改める。

別表の5中「103系」を「102系」に改める。

別表の7中「A212」を「A212-2」に、 「A221まで、A224及びA225」を「A221-2まで、A224、A225及びA226-2」に改める。